

令和5年12月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第241号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第 2 4 1 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に
係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する等のため、関係規定
を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条の3各号列記以外の部分中「又は第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「又は第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の1各号列記以外の部分中「第20条」の次に「及び第20条の4」を加え、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第18条第1項中「若しくは令」を「、令」に改め、「）となった場合」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第14条の12の介護納付金賦課額」を「若しくは第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額」に、「若しくは特例対象被保険者等となった日」を「、特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」に改め、同条第2項中「若しくは第14条の3」を「、第14条の3」に、「又は」を「若しくは」に改め、「介護納付金賦課額」の次に「又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項の規定により減額する額」を加える。

第20条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条又は第12条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものと

した場合にあつては、その減額後の基礎賦課額) から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円とする。

(1) 当該出産被保険者に係る第11条の2第1項又は第12条の2第1項の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産予定日(省令第32条の10の2で定める場合は、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合は、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

(2) 当該出産被保険者に係る第12条の3又は第14条第1項第2号の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第20条各項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の基礎賦課額の被保険者均等割額のうち当該出産被保険者に係る額に限る。)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条又は第12条」とあるのは「第14条の3又は第14条の5」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第11条の2第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第14条の4第1項又は第14条の6第1項」と、「第12条の3又は第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の7又は第14条の10第1項第2号」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)を」と、「第11条又は第12条」とあるのは「第14条の12」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第11条の2第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第14条の13第1項」と、「第12条の3又は第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の15第1項第2号」と読み替えるものとする。

4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあっては、その減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条又は第20条の3の規定により保険料の額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあっては、その減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p>

新	旧
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあってはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条又は第20条の3の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあってはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保</p>

新	旧
<p>除料の額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「<u>介護納付金賦課総額</u>」<u>という。</u>)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)</u>の額</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合、<u>介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合、令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)</u>となつた場合若しくは<u>特例対象被保険者等でなくなつた場合</u>における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額若しくは</p>	<p>るものとした場合にあつてはその減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「<u>介護納付金賦課総額</u>」<u>という。</u>)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)</u>の額</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合、<u>介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)</u>となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額若しくは第14条の3若しくは第14条の5の後</p>

新	旧
<p>第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額）の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日、介護納付金賦課被保険者でなくなった日、<u>特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額、第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の12の介護納付金賦課額の算定は、<u>第20条の3各項の規定により減額する額、第20条の4第1項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項の規定により減額する額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割り</u>をもって行う。</p>	<p>期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第14条の12の介護納付金賦課額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日、介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第12条の基礎賦課額若しくは第14条の3若しくは第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額又は第14条の12の介護納付金賦課額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。</p>

新	旧
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第20条の4</u> 市長は、当該年度において世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する当該年度分の第11条又は第12条の基礎賦課額（第20条各項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の基礎賦課額）から、次の各号の合算額を減額する。ただし、当該合算額を減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円とする。</p> <p><u>(1)</u> 当該出産被保険者に係る第11条の2第1項又は第12条の2第1項の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産予定日（省令第32条の10の2で定める場合は、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（次号において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）</p> <p><u>(2)</u> 当該出産被保険者に係る第12条の3又は第14条第1項第2号の規定により算定した当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第20条各項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の基礎賦課額の被保険者均等割額のうち当該出産被保険者に係る額に限る。</p>	<p>3 略</p> <p>4 略</p>

新	旧
<p> <u>）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）</u> </p> <p> <u>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第11条又は第12条」とあるのは「第14条の3又は第14条の5」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第11条の2第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第14条の4第1項又は第14条の6第1項」と、「第12条の3又は第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の7又は第14条の10第1項第2号」と読み替えるものとする。</u> </p> <p> <u>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者を」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）を」と、「第11条又は第12条」とあるのは「第14条の12」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第11条の2第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第14条の13第1項」と、「第12条の3又は第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の15第1項第2号」と読み替えるものとする。</u> </p> <p> <u>4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u> </p>	